

電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの年次計画(令和 8 年度)

令和 8 年 7 月 17 日

総務省

「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの基本方針」(令和 8 年 7 月 17 日策定。以下「基本方針」という。)に基づき、令和 8 年度の電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの実施計画を示すものとして、令和 8 年度「電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの年次計画」(以下「年次計画」という。)を定める。

1. 実施スケジュール等

電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングは、基本方針に基づき、電気通信役務を提供する指定公共機関¹(以下「対象事業者」という。)に対して、ガバナンスに対するモニタリング及び電気通信設備に対するモニタリングを行う。

令和 8 年度においては、各対象事業者に対し事前に質問事項を送付した上で、対象事業者の経営幹部等への面談調査等を実施し、モニタリング結果の分析・追加質問等を経て、結果の取りまとめとフィードバックを行う。また、令和 9 年 6 月(目途)に、電気通信事故検証会議において令和 8 年度モニタリング結果概要を報告するとともに、令和 9 年度年次計画(案)の議論を行い、意見募集を経て、令和 9 年 7 月(目途)に令和 9 年度年次計画を策定・公表する。想定する実施スケジュールは、表 1 のとおりである。²

表 1 年間スケジュール

	令和8年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
電気通信 事故検証 会議	▲ 令和8年度 年次計画(案)						重大な事故の検証等(随時)					▲ 結果概要報告 ・令和9年度 年次計画(案) 議論	▲ 令和9年度 年次計画(案)	
ガバナンス・ 電気通信 設備に対す るモニタリン グ		 質問事項の調整 等				対象事業者の経営幹部等への面談調査 (必要に応じて実地調査 及び経営の責任者への面談調査)		モニタリング結果の分析・追加質問 等			モニタリング結果の 取りまとめ	 結果のフィードバック		
年次計画	▲ 令和8年度 年次計画策定												▲ 令和9年度 年次計画策定	

なお、令和 8 年度モニタリング結果については、対象事業者の機微な情報を多く含むことが想定されることから、基本方針のとおり、対外非公表とする。

¹ NTT 東日本株式会社、NTT 西日本株式会社、株式会社 NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の 7 者が該当する。(基本方針「2. 実施方針(2) モニタリングの対象者」参照)

² 台風等の大規模自然災害等が発生した場合、予定を一部変更する場合がある。

2. ガバナンスに対するモニタリングの実施計画（重点確認項目）

基本方針2.（4）に基づき、ガバナンスに対するモニタリングとして、以下の観点からモニタリングを実施する。なお、当該モニタリングは、対象事業者の経営幹部等に対する面談調査を基本とするが、必要に応じて、実地調査及び経営の責任者への面談調査も行う。

- a) 管理規程³の実施状況及び遵守状況（委託先の状況を含む。）の点検状況
- b) リスク分析及び影響評価の結果も踏まえた（人材、設備、資金、組織等の）経営資源の十分性の点検状況
- c) 過去に電気通信事故に関する適切な対応についての行政指導等を受けている電気通信事業者については、当該行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況
- d) その他電気通信事業分野における直近の事故や環境変化、電気通信事故検証会議における教訓等を踏まえ点検すべき項目

また、基本方針では、効率的・効果的にモニタリングを実施するため、より詳細に点検する必要がある特定の設備や項目、その他直近の電気通信事業分野における環境変化等を踏まえ点検すべき項目の詳細等については、各年度の年次計画において、重点確認の対象として位置づけることとしている。

令和8年度においては、上記 a) から d) までの各項目について、以下のとおり重点確認の対象を定める。

（1）管理規程の実施状況及び遵守状況（委託先の状況を含む。）の点検状況

管理規程の実施状況や遵守状況に係る点検、評価及び改善の状況等について確認を行う。事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託している場合は、当該管理規程に基づく電気通信設備の障害対策及び安全対策等に関する項目を盛り込んだ契約に係る委託先との締結状況、当該契約の遵守状況に係る点検、評価及び改善の状況等についても確認を行う。

令和8年度においては、継続性・網羅性の観点から、昨年度に引き続き本項目について重点確認の対象を設けず、広範に実施する。

³ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第44条第1項に基づき、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届出がなされた、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために電気通信事業者が遵守すべき事項を自ら定めた規程をいう。

（２）経営資源の十分性の点検状況

管理規程に記載された事項の実施に必要な人材、設備、資金、組織その他の経営資源（委託先の経営資源を含む。）の状況について、経営の責任者がどのように点検、評価及び改善を実施しているか等について確認する。

令和８年度においては、継続性・網羅性の観点から、昨年度に引き続き本項目について重点確認の対象を設けず、広範に実施する。

（３）過去の行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況

過去に電気通信事故に関する適切な対応についての行政指導等を受けた対象事業者については、当該行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況について確認する。

令和８年度においては、過去３年間に於いて電気通信事故に関する適切な対応についての行政指導等を受けた事案について、当該行政指導等を踏まえた再発防止策等の実施状況の確認を行う。

（４）直近の電気通信事業分野における環境変化や電気通信事故検証会議における教訓等を踏まえ点検すべき項目

その他直近の環境変化や電気通信事故検証会議における教訓等を踏まえ点検すべき項目として、令和８年度は、以下を重点確認の対象とする。

① 設備の設計、工事に関連する取組状況

近年、設備の設計段階における考慮漏れや社内関係部門間の連携不足など設計等の管理における不備に起因する事故が発生している実態を踏まえ、主として以下の各項目における実施状況を確認する。

ア 設計等の管理の実施状況

イ 品質管理部門等の２線組織等による遵守状況の確認状況

② 停電による事故防止のための取組状況

近年、人為要因による停電に起因した電気通信事故が発生したことを踏まえ、停電による事故防止のための取組状況について、以下項目を中心に確認する。

ア 自社施設における停電対策の取組状況

（ア）電源設備の冗長化に関する取組状況

（イ）電源設備の運用・保守体制の管理状況

（ウ）停電発生時の応急復旧手順の整備状況

イ 電気通信設備を設置する他社施設における停電対策の取組状況

③ 基地局設備の集約化に関連する取組状況

ネットワークの仮想化等に伴い基地局設備の集約化が進展していることから、その設備の故障等によるサービス停止の影響範囲が拡大しうる状況となっている。このため、基地局設備の集約化に関連する取組状況について、以下項目を中心に確認する。

ア 基地局設備の集約化状況

イ 上記集約化に係るリスク分析状況

ウ 上記リスク分析を踏まえた事故の発生防止・復旧早期化のための取組状況

3. 電気通信設備に対するモニタリングの実施計画（重点確認項目）

基本方針2.（4）に基づき、電気通信設備に対するモニタリングとして、以下の観点からモニタリングを実施する。なお、当該モニタリングは、対象事業者の経営幹部等に対する面談調査を基本とするが、必要に応じて実地調査も行う。

- a) 利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして告示で定める設備⁴におけるリスクの洗い出し状況
- b) 上記 a) で洗い出されたリスクに対する対応措置・応急復旧措置
- c) 上記 b) の対応措置・応急復旧措置を実施した場合の電気通信役務に与える影響評価（想定復旧時間含む。）
- d) その他電気通信事業分野における直近の事故や環境変化、電気通信事故検証会議における教訓等を踏まえ点検すべき項目

また、前述のとおり、基本方針では、効率的・効果的にモニタリングを実施するため、より詳細に点検する必要がある特定の項目等について、各年度の年次計画において、重点確認の対象として位置づけることとしている。

令和8年度においては、重点確認の対象を2.（4）①～③のとおりとする。

⁴ 具体的には、次のいずれにも該当する設備をいう。

一 二以上の都道府県の区域にわたって提供される電気通信役務に係る電気通信設備

二 端末設備又は端末系伝送路設備以外の電気通信設備

三 次に掲げるいずれかを提供する電気通信設備

イ 伝送機能

ロ 交換機能

ハ 電気通信設備の制御機能（仮想化した機能を制御するための機能を含む。）

ニ 電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能

ホ 通信の接続又は認証に係る加入者管理機能

4. その他

令和8年度年次計画は、令和8年8月1日より適用する。

その他、緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合には、適時適切に報告徴収等を実施する。